

---

## 学生保険等

---

### 1. 学生教育研究災害傷害保険【学研災】(大学が費用を負担し、全学生が加入しています)

この制度は「財団法人日本国際教育支援協会」による災害傷害保険制度で、授業中や学内・学外等における課外活動中(教育研究活動中)または通学中に不慮の災害や事故にあったときに補償されるものです。(補償内容等は入学時に配布される「加入者のしおり」を参照してください)保険金が支払われる教育研究活動中とは次の場合をいいます。

- ①正課を受けている間 (講義、実験・実習、演習または実技による授業を受けている間)
- ②学校行事に参加している間 (大学の主催する各種の学校行事に参加している間)
- ③①、②以外で学校施設内にいる間

大学が教育活動のために所有、使用または管理している学校施設内にいる間。ただし、寄宿舎にいる間、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間、または大学が禁じた行為を行っている間を除きます。

- ④学校施設外で大学に届け出た課外活動を行っている間

大学の規則に則った所定の手続により大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動を行っている間。ただし、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間または大学が禁じた行為を行っている間を除きます。

- ⑤通学中

大学の授業等、学校行事または課外活動への参加の目的をもって、合理的な経路および方法により、住居と学校施設等の間を往復する間、または学校施設等相互間を移動する間。ただし、大学が禁じた方法(自動車通学等)および経路を逸脱または中断した場合を除きます。

**万一事故にあったときは、ただちに学務部厚生課に相談してください。**

### 2. 学生総合保険 (任意加入)

前項の「学生教育研究災害傷害保険」でカバーしきれない学生の私生活における事故の保障、24時間保障、ご父母の方々の万一に際しての学業費用などを保障する、学生総合保険の加入(任意)について入学時等にご案内しています。詳細は学務部厚生課へお尋ねください。

加入者及が事故や災害にあった場合はただちに所定の手続をとってください。

### 3. 国民年金(老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金で構成)への加入

20歳から60歳の日本国内在住者は、公的年金に加入することが義務となっており、20歳になる誕生月には、国民全員に年金手帳(年金番号)が付与されます。各自が住民票を登録している市区町村で加入手続を行い、保険料の納付が始まります。

ただし、学生(大学・短大・大学院に在学する学生:専攻科、別科は除く)については、保険料の納付を猶予するという制度があります。20歳になった学生は必ず国民年金への「加入」、または「加入および納付猶予」の手続きを、住民票を登録している市区町村で行ってください。

※ 未加入者の不利益 → 在学中に障害を負っても「障害基礎年金」が給付されない。